

第1回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成28年9月20日（火）18:20～18:49

2. 場所：4号館共用1203会議室

○司会 お待たせいたしました。

それでは、第1回行政手続部会後の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び同室参事官の大槻が行います。

それでは、よろしく願いいたします。

○石崎参事官 規制改革推進室参事官の石崎でございます。どうぞよろしくお願い致します。

横長の資料が第1回行政手続部会の配付資料であります。本日午後4時から4号館共用第2特別会議室で開催されました。

ページをめくっていただいて、16ページある中の14ページ、参考資料1が14ページの右側にあります。これが行政手続部会の委員・専門委員の名簿であります。部会長が高橋一橋大学教授。これは、規制改革推進会議の本会議で高橋部会長が指名されております。本日、2番目に記載されている森下竜一大阪大教授が部会長代理に指名されました。部会長代理の指名が最初にございました。

出席に関して言いますと、ここに記載されている委員・専門委員とも全員出席でありまして、そのほかに規制改革推進会議の本体から大田議長と江田委員が御出席をされております。

資料を1ページから見ていただきますと、行政手続部会議事次第とございます。

最初に資料1、日本再興戦略とありまして、今回の行政手続部会が設置された趣旨が書いてあります。1/16ページの右側ですけれども、その一部に「生産性革命を実現する規制・制度改革」の中の「新たな規制・制度改革メカニズムの導入」「事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入」ということでございます。

最初のポツは外国企業の日本への投資活動に対する規制の抜本的な簡素化。これは内閣府の中の対日直接投資会議に別途ワーキングを設けておりまして、先行的な取組として年内に具体策を決定し、1年以内を目途に結論を得る。

ポツの2つ目は「外国企業の日本への投資活動に関係する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する」。

最後のところで「こうした先行的な取組と上記取組の実施状況等を踏まえつつ」以下のところが規制改革推進会議が担っているパーツでありまして、「諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点

分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する」ということで、ミッションとしては、本年度中を目途に、重点分野と削減目標を決定する。これが規制改革推進会議の行政手続部会のミッションになっております。

少し飛ばしまして、3ページ目が日本の行政手続コストが投資拡大、生産性向上を阻害する。これは、議事で言いますと、まず日本再生本部から日本再興戦略の経緯等の説明がありまして、この再興戦略本体とともに参考資料として出されたものであって、ジェトロによる外国企業のアンケートでは、日本の行政手続・許認可等の煩雑さが対日投資の阻害要因の1位になっているということで、2013年と2015年の調査の比較がございます。

その次に、資料3がございまして、これが議事の3の(2)に相当するものでありますが、「諸外国における行政手続コスト削減に向けた取組」ということで、4ページ目からであります。

右側を見ていただきますと、小さくて恐縮ですが、諸外国における2000年代の行政手続コスト削減の取組ということで、枠囲いにありますように、欧州諸国では2000年代に政府全体で削減率を目標に定め、その実現に向けて標準的費用モデル(Standard Cost Model)、これは次のページに詳しく説明がありますけれども、行政手続コストを数値化し、その削減に取り組んだということで、デンマークやオランダから始まりまして、イギリス、ドイツ、その他の国と、大体、2000年代に目標25%削減ということで取り組んでおります。

何の25%削減かということが次の5ページの左側にありますけれども、ヨーロッパ諸国では、標準的費用モデル(Standard Cost Model)と、これは誤解がないように言いますと、政府のほうで規制のためにふだんコストがかかっているのではなくて、事業者側のほうで、企業のほうで例えば許認可の申請書をつくるのにどれだけの人手をかけているか、事務作業をかけているか。わかりやすく言うとそういうことなのですが、その測定手法として標準的費用モデルが広く浸透している。

左の下にあります事業者側が負担する規制コストというのはいろいろあって、例えば事業者に対する規制コストの一番左が直接的な金銭コスト、税とか行政機関への手数料があります。遵守するコストの中でも、間接的な金銭コスト。これは環境規制が入ったときに環境設備を投資するための投資費用ですとか、そういった金銭コスト。そのほかに、遵守コストの中に行政手続コストとあります。これが今回の、これまで欧州諸国で25%削減の対象になった行政手続コストでありまして、具体的に言うと、右側にありますとおり、ある種の規制(Regulation)、許認可がありますと、幾つかの情報を政府に提出しなければならない。申請書もありますでしょうし、添付書類などもあるかもしれません。そうすると、いろいろな資料とかデータを企業側で用意しなければなりませんけれども、企業はそのため内部のコスト、社員をそれに従事させて、ある種の人件費をかける。それから、外部のコスト、環境コンサルタントとか、税だったら税理士に幾ら払うかとか、外部コストをかけている。そういったコストが幾らかかるのかをヨーロッパ諸国は、枠囲いに書いてありますように、算定をしまして、事業者に情報提供義務が課された行政手続を洗い出

してヒアリングとかアンケートを事業者にかけて、どれだけ事業者側がこういう事務作業のコストをかけているかを計算しました。長所としては、3ポツにありますとおり「人件費単価×所要時間」という、ある種の単純な計算で事業者側の行政手続コストを数値化することができる。ただ他方、短所としてはコストの計算に費用や日数がかかると言われているということではありますが、欧州はこういったやり方をやります。日本でどうするかはこれからの議論であります。

右側を見ますと、イギリスの例でありますけれども、イギリスが省庁ごとに事業者にどれだけ行政手続コストをかけているかを計算した結果がそこにあるとおりで、イギリスで言いますと、ビジネス・イノベーション省が政府全体の中で一番行政手続コストをかけている。2番目がコミュニティー・地方政府省だとか安全衛生庁だとか。

その次の6ページ、コミュニティー・地方政府省の行政手続コストの測定結果がどれだけかというところ、ここに書いてありますように、この5つの法令でもって大体、多くの事業者に対するコストは占めている。

そういう算定をした上で、削減を実際にしていったわけですが、具体的にどういところで行政手続を簡素化したり、減らしたりしていったかというのが右側の表でありまして、例えばイギリスだと労働法ガイダンスプログラムですとか、消費者向け広告など商業上の不正行為に関するルール、労働環境における安全・健康面のリスクアセスメントですとか、そういったところを含めて、上位10というところと記載のとおりになっております。

7ページ、デンマークはこんなふうになっている。デンマークが掲げたのは、4ページ目に戻りますと、デンマークは割と、25%の目標を掲げて、しかも、右側の表の世界銀行「Doing Business」の順位、事業環境のしやすさの順位という意味で、元々8位で高かったのが、さらに3位に上がっているということで、こういった目標を掲げて、継続してうまくいった事例ということで挙げられているわけですが、これで見ても、行政手続コスト、国税省とか経済産業省、雇用省、農林水産食品省、このようなところでかなりコストがかかってきている。そのようなところが言えるというのが7ページ目であります。

8ページ目は、削減目標の変化ということで、削減額を目標に設定して、2000年代は25%削減とか、削減率を目標に定めていた国が多かったのですけれども、2010年代になってからイギリスやデンマークでは削減額が、例えば英国では政府全体で100億ポンドにしたとか、ある種の削減目標の変化がある。

右を見ますと、これまでは、2000年代、イギリスは各省庁、概ね25%。税制当局は10%とかとありましたが、大体、全省庁一律の目標となる削減率を定めて行政手続コストを削減したわけですが、2010年代になりましてから、2000年代にどういった手続が事業者には負担がかかっているかある程度洗い出されているわけなので、イギリスで言いますと、記載の9分野に重点を絞り込んで行政コストの削減を行っている。あるいは削減する対象とするコストの範囲を行政手続コスト以外にも増しているとか、国ごとにまちまちにはなっていますが、欧州においてはこういった取組がなされておりまして、こういっ

たものを日本でこれからどう参考にしていくかというところでございます。

○大槻参事官 資料4、9ページ目以降を私のほうで説明いたします。

今回、規制・行政手続コストの削減をこれから考えていかなければならないのですけれども、これまで我が国において関連するような取組は何かなかったのかといったことを振り返って見たものです。

3点ありますけれども、1つ目は規制改革で、これは累次やってきたわけなのですけれども、直近の規制改革会議の答申を踏まえた閣議決定、規制改革実施計画を見ますと、平成25年から28年の4年間、4回閣議決定をしています。総計653の改革事項が進められました。これにつきまして、行政手続に係る見直し事項があるかを事務局で整理してみましたところ、一定程度、73事項は関係していたということがわかりました。

次の10ページ、それを見直しの手法別に、試みに分類してみたものなのですけれども、それによりますと、行政手続に係る制度の見直しを行ったもの、申請・届出等の添付書類等の見直しを行ったもの、運用の見直しを行ったもの、審査期間短縮、許可等の期間を延長したもの、ITを利活用したものといろいろな手法が見られました。

下の表ですけれども、これは省庁別に分類をし直したのですが、内閣府から環境省に至るまで、各省庁でいろいろな取組が行われているということでございます。

具体的には右側のほうに行くのですけれども、手法別の見直しの具体例がありまして、1つ目の行政手続に係る制度の見直しですが、例えば最初の例ですが、厚労省の関係ですが、再生医療等の製品の「条件・期限付き承認」制度、こういったものを導入したのですけれども、この制度においては申請をする機会が2回あるのですが、これにつきまして、データを合理的に求めるなど、制度を元々合理的に利用しやすい制度としてつくったということがございます。

2つ目が商工会議所の定款の記載事項の変更というものがありまして、これは従来、認可制だったのですけれども、これを届出制に緩和をしたということで、強い規制から弱い規制に見直したということがございます。

2番目の手法なのですが、添付書類の見直しの関係ですが、最初の例は銀行が信託契約代理業を営む際の申請、2番目は建設業許可申請ですけれども、それぞれ書類を見直したということがございました。

3番目の運用の見直しですが、こういうものは通達などを発出して見直しをしたのですけれども、1番目は貨物自動車運送事業者がレンタカーを使用する場合は申請しなればいけないのですが、この申請書類の合理化を図ったということ。2番目は深夜酒類提供飲食店の営業開始届出という手続があるのですけれども、法令上、規定されていない書類を求められる場合があるといったことを踏まえて、都道府県警察に対して適切な運用の指示をしたということがございました。

11ページ目、審査期間の短縮です。特定保健用食品、特保ですけれども、この審査があるのですが、その際の標準的事務処理期間を消費者庁が短縮するという方向を出したとい

うことがございます。

許可期間の延長ですが、河川敷地占用許可期間というものがありますが、これにつきましては、事業者等が許可を行う場合、現行の3年以内から10年以内に延長するといった見直しを行うということでございます。

ITの利活用に関係ですけれども、これは化粧品の輸入時の手続なのですが、オンラインシステムを導入しましたことにあわせて、これも書類の見直しを行ったということでございます。

2点目が行政手続の簡素化ということで、規制改革のところでも御説明しましたが、各省庁でいろいろな取組が行われていますが、政府全体の総合的な取組としてこういうことをやったのはいつかと申しますと、随分さかのぼるのですが、平成9年に申請負担軽減対策という閣議決定がありまして、それに基づいて各省庁においてかなり申請届出の簡素化を実施したというものがございます。

この当時、3つの重点的な取組事項がありまして、1つは許認可の有効期間の延長ということで、薬局の許可期間を倍にするだとか、当時、120事項について倍化・延長を行ったというものがあります。また、押印の見直しです。印鑑を求めるということなのですから、パスポートの発給申請書など、5,500の事項について見直し、合理化を行った。3点目が許認可等の審査・処理期間の半減・短縮化ということで、これは580種類について半減、1,380種類について短縮化を図ったということがございました。

ページをめくっていただいて、12ページ、申請負担軽減の閣議決定におきまして「必要に応じ行政監察機能を活用して改善を推進する」というのがありまして、これを踏まえて、総務省行政評価局で各省庁の実際の手続を2度ほど調査したことがございます。1つ目が平成14年3月に7省庁に対して勧告を行った。申請書の記載事項や添付書類の見直し、こういった79事項について勧告を行ったところでございます。平成25年3月には東日本大震災における被災者支援のための手続に関しまして、また同年11月には全国共通の一般的な申請手続に関しまして、それぞれ関係省庁に勧告を行ったということがございます。

最後に3点目、IT化です。

IT化につきましては、平成13年以降、IT戦略本部を中心に取組が行われています。最初の段階で、平成13年以降、「国が提供する実質的にすべての行政手続をインターネット経由で可能とする」ということにしまして、各省庁でシステムの整備を行った。また、オンライン化法と言っていますけれども、法律の制定を行ったということで、17年度の段階で国の申請・届出等手続の96%がオンラインで利用可能になったということがあります。

その後の段階なのですから、2006年以降、今度はオンラインの利用率を向上しようということで、国民に広く利用されている手続、年間100万件以上の手続ですが、こういったものについてオンラインのメリット拡大、使い勝手の向上等の措置を行った。具体的には、重点化の対象としては、登記、輸出入・港湾、国税、社会保険・労働保険等71手続についてやったということでございます。一方で、あまり使われていない費用対効果が

低い手続はシステムを停止したというものがございます。

その次の現在の段階なのですけれども、平成25年以降、IT国家創造宣言というものが出ているのですが、そこでは「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」を目指したということで、マイナンバー関連制度を活用した利便性の向上等の取組を推進しているといったことがございます。

次のページをおめくりいただいて、13ページ目、IT化なのですけれども、もう一つは、IT利活用の推進を阻害する規制・制度を見直していこうということで、IT本部と規制改革会議が連携して、アクションプランを策定しております。

具体的には、平成25年6月の閣議決定を受けて、平成25年12月、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を策定しました。その内容は、事業者や国民からの提案・要望を踏まえて、全部で28項目から成る改革項目を出したということで、規制改革会議で方針の検討など、対応された事項もあります。そのような連携を行ったということでございます。

2つ例を挙げていますけれども、登記情報の共有化。これは登記所の間で情報の連携を進めてくださいというものです。2つ目が、電波の申請書の簡素化ということで、インターネットの申請に当たって、簡素化に関する機能改修を行ったということでございます。このアクションプランについては、今年末までに改定されることとなっております。

最後に右のほうですけれども、このように規制改革、行政手続の簡素化、IT化を、いろいろな取組がなされてきたわけですが、今回のような規制・行政手続コスト削減を目的として、事業者目線により、これらを一体的に進める改革を始めているということが今回の取組の意義なのかなということでございます。

○石崎参事官 最後に資料5、行政手続部会の進め方ということで、1回目を今日やりまして、2回目は諸外国における取組手法ですとか、事業者のニーズの把握の進め方あるいは「規制・行政手続コスト」の考え方について議論しまして、3回目、4回目と関係団体、これは事業者の団体もあれば、実際に行政手続を行っている士業の団体なども想定いたしております。そして、事業者ニーズの整理ですとか、海外調査の結果を取りまとめた上で、削減手法・目標、重点分野の検討、取りまとめに向けた議論を行っていくということであります。

山本大臣が途中から御出席になりまして、入っておられた方も多いと思いますが、我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指して、安倍内閣が掲げる「GDP600兆円経済」を実現するためには、規制のあり方について不断の検証を行うとともに、事業者の生産性向上を強力に後押しする。この行政手続部会において、事業者が経済活動を行う際に直面する規制・行政手続コストの削減に、事業者の目線で取り組み、本年度中を目途に、重点分野の幅広い選定と削減目標の決定を行うといった御発言がございました。

事務局からの説明は以上であります。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。

御質問のある方は、挙手の上、当てられましたら、お名前と御所属をお話しの上、御質問ください。いかがでしょうか。

○記者 時事通信のサトウです。

今回の部会では、削減目標とかを決めるということですがけれども、これは最終的にどういう形でどこにフィードバックというか、アウトプットされることになるのでしょうか。

○石崎参事官 これは部会でありますから、規制改革推進会議本体にフィードバックいたします。それから、資料の説明で省略してしまいましたけれども、資料2にありますように、これは元々産業競争力会議でいろいろな委員から御指摘があって、2/16ページ目の下のほうにありますとおり、河野前大臣のほうで、生産性革命は非常に大事で、コスト削減、これは明確な数値目標を立てて、実効性のあることをやるということで、最終的には、その次の3ページの左側にあります、安倍総理から、産業競争力会議で御指示をいただいております。

○記者 そうすると、成長戦略に乗ってくるであろうということですね。

○石崎参事官 今この場で何か確たることはお答えできません。

○司会 ほかにございますでしょうか。

○記者 共同通信のカキモトと申します。

石崎参事官が説明された標準的費用モデルの部分で、数値化するための計測には膨大な費用と日数がかかると言われているということなのですか。間に合うものなのですか。

○石崎参事官 その辺はこれからの議論だと思います。ヨーロッパどおりにやればかかりますし、もっと簡易な方法があるのかどうなのかとか、そういったことも含めてこれからの議論だと考えております。

○記者 現時点で欧州がやった以外のやり方での数値化というのはあるのでしょうか。

○石崎参事官 その辺も含めて検討をしていかなければならないと思います。欧州の場合、全ての許認可手続、全ての省庁が持っている、許認可どころか、税制とか補助金の審査とか、全てをやりましたけれども、そういった全てについてやるのかどうなのかとか、その辺も含めて、これからの議論だと思っております。

○記者 もう一つお願いします。先ほど欧州の例で、4ページでデンマークが3位という説明があった部分で、1位とか2位はどういった国になっているのでしょうか。

○石崎参事官 今、手元にないので、後でわかったらお伝えします。

○司会 ほかにございますでしょうか。

○記者 読売新聞のキムラです。

2010年代の取組のときの削減目標の変化ということで、いろいろと削減額を目標にしていたり、削減率だったりあると思うのですがけれども、今後どういった方法でいくのかという意見は出たのでしょうか。

○石崎参事官 今日は委員の方々には初回ですからいろいろな御議論はありました。政府に

本気になってもらうには数値目標をちゃんと設けるべきではないかという御議論もございましたし、目標をつくるにしても、どういった目標がいいのかというのはこれから議論すべきだという御意見もございました。今のところ何か決まったということはありません。

○司会 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第1回行政手続部会の記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。